

旭川医科大学事務職員等人事評価実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田晃敏

旭川医科大学事務職員等人事評価実施規程の一部を改正する規程

旭川医科大学事務職員等人事評価実施規程（平成24年旭医大達第56号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和元年8月7日から施行し、改正後の別紙2は、平成31年4月1日から適用する</u></p> <p>別紙2（第17条関係） 苦情対応要領</p> <p>1 苦情相談</p> <p>(1) 苦情相談への申出</p> <p>① 職員は、人事評価について苦情がある場合に、次に定める苦情相談員に、口頭、電話、メール等によりいつでも相談することができる。</p> <p>② 苦情相談員は、評価者の上位者（調整者）、<u>人事課長、人事課課長補佐及び人事課</u>人事第一係長とする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 苦情相談員の対応</p>	<p>(略)</p> <p>別紙2（第17条関係） 苦情対応要領</p> <p>1 苦情相談</p> <p>(1) 苦情相談への申出</p> <p>① 職員は、人事評価について苦情がある場合に、次に定める苦情相談員に、口頭、電話、メール等によりいつでも相談することができる。</p> <p>② 苦情相談員は、評価者の上位者（調整者）、<u>総務課長、総務課課長補佐（人事担当）及び総務課</u>人事第一係長とする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 苦情相談員の対応</p>

(略)

- ③ 苦情相談員は、苦情相談の具体的な内容を苦情相談の申出・記録シート（別添様式1）に記録し、人事課人事第一係に提出するものとする。

## 2 苦情処理

### (1) 苦情処理への申出

- ① 職員は、開示された評価結果に関する苦情又は苦情相談で解決できなかった苦情について、人事課人事第一係（以下「苦情相談窓口」という。）に苦情処理申出書（別添様式2）を提出することにより、苦情を申し出ることができる。

(略)

### (3) 審理機関の対応

- ① 審理機関は、事務局長、総務部長及び人事課長で構成し、苦情相談窓口から提出された調書等に基づき審理を行い、審理結果を評価決定者に報告する。
- ② 評価決定者は、上記①の審理結果を苦情処理結果通知書（別添様式3）により、苦情を申し出た職員及び必要に応じ関係者に通知する。

(略)

#### 【改正理由】

平成31年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

(略)

- ③ 苦情相談員は、苦情相談の具体的な内容を苦情相談の申出・記録シート（別添様式1）に記録し、総務課人事第一係に提出するものとする。

## 2 苦情処理

### (1) 苦情処理への申出

- ① 職員は、開示された評価結果に関する苦情又は苦情相談で解決できなかった苦情について、総務課人事第一係（以下「苦情相談窓口」という。）に苦情処理申出書（別添様式2）を提出することにより、苦情を申し出ることができる。

(略)

### (3) 審理機関の対応

- ① 審理機関は、事務局長、総務部長及び総務課長で構成し、苦情相談窓口から提出された調書等に基づき審理を行い、審理結果を評価決定者に報告する。
- ② 評価決定者は、上記①の審理結果を苦情処理結果通知書（別添様式3）により、苦情を申し出た職員及び必要に応じ関係者に通知する。

(略)